

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会
第2回宿泊衛生専門委員会会議結果概要

1. 日 時

令和6年2月9日(金) 10:00~10:52

2. 場 所

甲賀市まちづくり活動センター「まるーむ」会議室1・2

3. 出欠状況

出席者 10名 欠席者 4名

4. 内 容

〈報告事項〉

第1号報告 委員の変更について

第2号報告 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポリハーサル大会会期について

第3号報告 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会視察報告について

〈協議事項〉

①第1号議案 わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市医療救護対策要項(案)

承認

②第2号議案 わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市防疫対策要項(案)

承認

③第3号議案 わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市食品衛生対策要項(案)

承認

④第4号議案 わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市環境衛生対策要項(案)

承認

⑤第5号議案 わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市弁当調達要項(案)

承認

⑥第6号議案 わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市弁当調製施設選考基準(案)

承認

⑦第7号議案 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会

弁当部会設置要項(案)

承認

5. 閉 会

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
甲賀市実行委員会

第2回宿泊衛生専門委員会



KOKA
CITY



日時：令和6年2月9日（金）午前10時

場所：甲賀市まちづくり活動センター「まるーむ」

会議室1・2

湖国の感動 未来へつなぐ

わたSHIGA輝く国スポ・障スポ

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会

2025

《本市開催競技》

第79回国民スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ」

《会期》令和7年（2025年）9月28日（日）～10月8日（水）

| 【正式競技】 | | | 【特別競技】 |
|--|---|--|---|
| <p style="text-align: center;">軟式野球 (成年男子)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">10/4(土)～6(月)</p> <p style="text-align: center;">甲賀市民スタジアム</p> | <p style="text-align: center;">ゴルフ (少年男子)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">9/28(日)～30(火)</p> <p style="text-align: center;">ヘアズパウジャパン カントリークラブ</p> | <p style="text-align: center;">サッカー (少年男子・ 少年女子)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">10/3(金)～5(日)</p> <p style="text-align: center;">水口スポーツの森 陸上競技場</p> | <p style="text-align: center;">高等学校野球 (軟式)</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">9/29(月)～ 10/2(木)</p> <p style="text-align: center;">甲賀市民 スタジアム</p> |
| 【公開競技】 | | 【デモンストレーションスポーツ】 | |
| <p style="text-align: center;">グラウンド・ゴルフ</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">9/13(土)～14(日)</p> <p style="text-align: center;">水口スポーツの森</p> | <p style="text-align: center;">ソフトバレーボール</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">水口体育館</p> | <p style="text-align: center;">カローリング</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">水口体育館</p> | |

第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く障スポ」

《会期》令和7年（2025年）10月25日（土）～27日（月）

| 【正式競技】 | |
|---|---|
| <p style="text-align: center;">フライングディスク</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">水口スポーツの森</p> | <p style="text-align: center;">ボッチャ</p> <div style="text-align: center;">  </div> <p style="text-align: center;">水口体育館</p> |

目 次（次第）

| | |
|--|------|
| 1. 開 会 | |
| 2. 挨拶 | |
| 3. 報告事項 | |
| 第1号報告 | |
| 委員の変更について | P 1 |
| 第2号報告 | |
| わた SHIGA 輝く国スポ・障スポリハーサル大会会期について | P 3 |
| 第3号報告 | |
| 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会の視察報告について | P 4 |
| 4. 協議事項 | |
| 第1号議案 | |
| わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市医療救護対策要項（案） | P 6 |
| 第2号議案 | |
| わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市防疫対策要項（案） | P 8 |
| 第3号議案 | |
| わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市食品衛生対策要項（案） | P 9 |
| 第4号議案 | |
| わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市環境衛生対策要項（案） | P 10 |
| 第5号議案 | |
| わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市弁当調達要項（案） | P 12 |
| 第6号議案 | |
| わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市弁当調製施設選考基準（案） | P 16 |
| 第7号議案 | |
| わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会宿泊衛生専門 委員会弁当部会設置要項（案） | P 18 |
| 5. 閉 会 | |
| (参考資料) | |
| 資料1 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市医事・衛生基本計画 | P 20 |
| 資料2 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市宿泊基本計画 | P 21 |
| 資料3 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市開催推進総合計画 | P 23 |
| 資料4 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会会則 | P 25 |
| 資料5 わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会専門委員会規程 | P 30 |

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会
宿泊衛生専門委員会委員の変更

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会会則第13条第4項において準用する、会則第8号第1項に基づき、令和5年8月22日から令和6年2月9日までの間における、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会委員の変更について、次のとおり報告します。

(順不同・敬称略)

| 委員会役職名 | 所属団体・役職名 | 新任者 | 前任者 |
|--------|------------------|------|-------|
| 委員 | 市民環境部生活環境課 課長 | 方山 淳 | 福田 悟司 |

(※) 人事異動に伴うもの。

この名簿は、令和6年2月2日現在で事務局が把握している方のみを掲示していますので、他に変更があった場合には専門委員会時に名簿を差替えさせていただきます。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会
 宿泊衛生専門委員会委員名簿

【委員 14名】

(順不同・敬称略)

| 選出区分 | 所属機関・団体名 | 氏名 |
|-------|----------------------|--------|
| 医療・福祉 | 一般社団法人甲賀湖南医師会 | 浅田 佳邦 |
| | 甲賀湖南歯科医師会 | 富山 佳寿人 |
| | 一般社団法人甲賀湖南薬剤師会 | 川口 ともね |
| | 甲賀市赤十字奉仕団連合会 | 西川 みき子 |
| | 甲賀看護専門学校 | 林 カオリ |
| 宿泊・衛生 | 甲賀食品衛生協会 | 大福 修平 |
| | 滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合甲賀支部 | 林 初広 |
| | 甲賀調理師会 | 三好 良二 |
| | 信楽料理旅館飲食業組合 | 平岡 孝 |
| 行政 | 甲賀健康福祉事務所 | 森岡 献一 |
| 甲賀市 | 健康福祉部すこやか支援課 | 杉本 知恵美 |
| | 健康福祉部医療政策室 | 中井 さおり |
| | 健康福祉部新型コロナウイルス感染症対策室 | 田中 厚司 |
| | 市民環境部生活環境課 | 方山 淳 |

第 2 号報告

【わた SHIGA 輝く国スポ リハーサル大会甲賀市開催競技】

| 競技名 | 大会名 | 期日 | 競技会場 |
|----------------|-------------------------|--|---------------|
| 軟式野球 | 第 28 回西日本軟式野球選手権大会 | 令和 6 年 11 月 2 日 (土)～4 日(月・祝) | 甲賀市民スタジアム |
| 高等学校野球 (軟式) | 令和 6 年度秋季近畿地区高等学校軟式野球大会 | 令和 6 年 11 月 9 日 (土)・10 日(日) ・16 日(土) | 甲賀市民スタジアム |
| サッカー | 第 60 回全国社会人サッカー選手権大会 | 令和 6 年 10 月 18 日 (金)～23 日(水) ※甲賀市会場は 19 日(土)・20 日(日) | 水口スポーツの森陸上競技場 |

※ゴルフ競技については、リハーサル大会の実施なし。

【わた SHIGA 輝く障スポ リハーサル大会甲賀市開催競技】

| 競技名 | 大会名 | 期日 | 競技会場 |
|-----------|-----|---|---------------|
| ボッチャ | 未定 | 令和 7 年 5 月 24 日 (土)・25 日(日) ※1 日開催の場合あり | 水口体育館 |
| フライングディスク | 未定 | 令和 7 年 5 月 24 日 (土)・25 日(日) ※1 日開催の場合あり | 水口スポーツの森陸上競技場 |

令和 5 年 1 月 26 日(木)開催のわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会第 12 回全国障害者スポーツ大会専門委員会において、わた SHIGA 輝く障スポリハーサル大会日程が決定されました。

燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会の視察報告について
(宿泊衛生)

(1) 燃ゆる感動かごしま国体・かごしま大会の概要について

当初、2020年に第75回国民体育大会・第20回全国障害者スポーツ大会として開催予定であったが、新型コロナウイルス感染症の影響で開催が延期となり、2023年に特別国民体育大会・特別全国障害者スポーツ大会として開催された。

(2) 視察日程

①かごしま国体

| 競技 | 視察期間 | 視察市町 |
|------------|------------------|----------------|
| ゴルフ | 9月19日(火)～22日(金) | 霧島市、始良市 |
| 高等学校野球(軟式) | 10月7日(土)～11日(水) | 出水市 |
| 軟式野球 | 10月12日(木)～16日(月) | 鹿児島市、薩摩川内市、日置市 |

②かごしま大会

| 競技 | 視察期間 | 視察市町 |
|-----------|------------------|------|
| ボッチャ | 10月27日(金)～29日(日) | 指宿市 |
| フライングディスク | 10月27日(金)～30日(月) | 鹿児島市 |

(3) 医療救護

競技会場ごとに、救護所が設置されていた。視察競技では、市の保健師および看護師、理学療法士が配置されていた。救急車の配置はなかった。

処置実績は数件程度であったが、軟式野球では、選手同士の衝突により救急車を呼ぶケースがあった。



(4) 弁当

地元産の特産品を使用するなど鹿児島らしさを感じるメニューを取り入れたお弁当やパッケージに地元学生のデザインを取り入れるなど工夫を凝らしたお弁当が提供されていた。

お弁当の配送については、弁当調製施設から冷蔵車で配送し、引換所で引き渡す際まで冷蔵車で管理されていた。



(5) 環境衛生

廃棄物については、分別して廃棄できるように数種類のごみ箱が設置されていた。ごみ箱のごみは、ごみ集積所に集められ、早朝や競技終了後に委託業者によって回収が行われていた。

喫煙所については、視察会場のほとんどの設置されており、人通りの少ない場所に設置されていた。



わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市医療救護対策要項（案）

1 趣旨

この要項は「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市医事・衛生基本計画」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ（以下「大会」という。）における医療救護対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て医療救護対策を実施する。

3 救護所の配置

(1) 設置場所

救護所は、各競技会場の適切な場所に設置する。

(2) 人員配置

救護所には、必要に応じて医師、看護師、保健師等を配置する。

(3) その他

救護所には、必要に応じて医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。以下同じ。）、医療機器、AED等を配備する。

4 医療救護体制

医療救護体制については、次のとおり適切な対応を行う。

(1) 救護所における医療救護

救護所では、傷病者に対する応急処置及び軽易な治療を行うほか、必要に応じて医療機関に移送する。

(2) 練習会場における医療救護

必要に応じて、練習会場に医薬品（ドーピング禁止物質を含有しないものに限る。）等を配備する。

(3) 宿舎における医療救護

大会関係者等が宿舎において発病・負傷した場合には、宿舎提供者が医療機関の紹介、または、救急自動車の出動依頼を行うとともに、その旨を速やかに本市実行委員会に連絡する。また、市実行委員会は、本役割について宿舎の管理者（提供者）への周知に努める。

(4) 救急自動車等の配備

救急自動車等の配備については、関係機関と協議し、必要に応じて配置す

る。

5 医療費の負担

救護所での診療費用を除き、医療費は全て受診者が負担するものとする。

6 その他

- (1) この要項に定めるもののほか、医療救護の実施に関して必要な事項は、別に定める。
- (2) 本市で開催する競技別リハーサル大会における医療救護対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和6年 月 日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市防疫対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市医事・衛生基本計画」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ（以下「大会」という。）における防疫対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て防疫（感染症）対策を実施する。

3 防疫（感染症）対策

(1) 衛生に対する意識の向上

感染症の発生予防のため、市民及び大会参加者等の衛生に対する注意喚起を図り、手洗いをはじめとする感染症対策等、予防に向けた取組みを奨励する。

(2) 感染症に関する情報の収集及び提供

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、関係機関が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。また、本市での流行状況を常に監視し、ホームページ等を活用し大会参加者等への情報提供及び注意喚起を行う。

(3) 感染症患者（類似症患者、無症状病原体保有者を含む。）に対する措置

大会参加者等に感染症患者が発生した場合は、患者に対して医療機関に関する情報を迅速に提供するなど、適切な治療を受けられるよう努めるとともに、感染の拡大防止に向けて感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等に基づき必要な措置を講じる。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における防疫（感染症）対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和6年 月 日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市食品衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市医事・衛生基本計画」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ（以下「大会」という。）における食品衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに関係機関等の協力を得て食品衛生対策を実施する。

3 食品衛生対策

(1) 食品衛生に対する意識の向上

食品関係事業者、市民及び大会参加者等に、食品衛生に関する意識の向上を図り、食品の衛生的取扱いの向上に努める。

(2) 食品衛生管理の強化

関係機関・団体等の協力を得て、宿泊施設、弁当調製施設、土産食品の製造・販売施設、競技会場等の食品販売に対して、食品衛生管理の強化を図り、施設の衛生確保及び食品衛生の向上を図る。

(3) 健康管理等

関係機関・団体等と連携し、食品関係事業者に対し、食中毒の発生予防を重点とした従事者の健康管理の徹底及び病原体保有者の発見に向けた検査の実施を励行するよう指導する。

(4) 食中毒発生時の対応

大会参加者等に食中毒ならびに食中毒が疑われる症状等が発生した場合は、食品衛生法等に基づき必要な措置を講じるとともに、関係機関・団体等が迅速に対応できるよう、必要な連絡体制を整備する。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における食品衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和6年 月 日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市環境衛生対策要項（案）

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市医事・衛生基本計画」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ（以下「大会」という。）における環境衛生対策について万全を期するため、必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会と相互に連絡調整を図るとともに、関係機関等の協力を得て環境衛生対策を実施する。

3 環境衛生対策

(1) 環境衛生に対する意識の向上

市民及び大会に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員、その他関係者並びに一般観覧者の環境衛生に対する意識の向上を図り、環境美化の推進に努める。

(2) 会場の環境美化

競技会場及び練習会場等の衛生管理体制を確立し、会場を清潔に保持するよう努める。

(3) 生活環境の美化

会場、宿舎等の周辺における道路、河川、公園等公共の場所の清掃を積極的に行うとともに、ごみの不法投棄、空き缶等のポイ捨ての防止に向けた啓発に努める。

(4) 宿舎の衛生対策

宿舎の管理者に対し、宿泊者が快適な条件のもと過ごせるような宿舎及びその周辺の環境衛生の保持に努めるよう指導する。

(5) 廃棄物の処理

会場等における廃棄物の発生抑制、分別収集を徹底し、発生した廃棄物については適正に処理を行う。

(6) 衛生害虫等の対策

関係機関・団体等の協力を得て、ねずみ及び衛生害虫等の発生防止対策の啓発、予防・駆除の指導に努め、環境衛生の保全に努める。

(7) 飲料水の衛生対策

水道事業者、その他関係機関・団体等と連携し、必要に応じて水質検査等を行うとともに、施設等の維持管理に関する指導の強化を図るなど、飲料水

の衛生保持に努める。

(8) 動物の適正管理

関係機関・団体と連携し、飼い犬・猫等の適正な飼養管理に向けた啓発に努めるとともに、会場、宿舎等の周辺における動物による危害の防止を図る。

(9) 受動喫煙防止対策

市実行委員会は、会場の敷地内禁煙化に努める。ただし、会場が学校施設以外の施設の場合であって、会場敷地内及び会場周辺における受動喫煙防止、防火対策及び環境美化のために必要と認められるときは、健康増進法第28条第13号に定める「特定野外喫煙場所」の要件を満たした場合に限り、会場敷地内の屋外の一部に例外的に喫煙所を設置することができるものとする。

4 その他

(1) この要項に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における環境衛生対策についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和6年 月 日から施行する。

わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市弁当調達要項（案）

1 趣旨

この要項は、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市宿泊基本計画」に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ（以下「大会」という。）に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員及びその他関係者（以下「大会参加者等」という。）に提供する弁当の調達について必要な事項を定める。

2 実施方法

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）は、関係機関・団体等の協力を得て、大会参加者等の弁当調達業務を実施する。

3 対象及び調達期間

- (1) 対象は、選手・監督、視察員及び報道員等（以下「選手・監督等」という。）のうち弁当を希望するもの並びに競技役員、競技補助員、競技会補助員等（以下「役員等」という。）を対象とする。
- (2) 弁当調達期間は、選手・監督等については大会開催期間（公式練習日を含む。）、役員等については大会業務に従事する期間とする。

4 弁当調製施設の指定及び取消し

- (1) 弁当調製施設については、滋賀県健康医療福祉部生活衛生課及び関係する保健所等の協力を得て、次に掲げる事項を満たす弁当調製施設から市実行委員会宿泊衛生専門委員会に設置する弁当部会において選定し、市実行委員会が指定する。
 - ア 食品衛生法に基づく営業許可を有し、食品衛生関係法令等に基づき、HACCP に沿った適切な衛生管理に取り組んでいること。
 - イ 弁当調製能力が、弁当調製施設の規模や従業員数等に見合ったものであること。
 - ウ 競技会の運営に合わせた受注、搬入および廃棄容器の回収ができること。
 - エ 市実行委員会が定めた弁当料金、容器、献立等に対応できること。
- (2) 弁当調製施設の選定に係る具体的な基準等については、市実行委員会が別に定める。
- (3) 市実行委員会は前項の規定により弁当調製施設を指定するときは、弁当調製施設指定書（様式第1号）を交付する。

(4) 市実行委員会は、指定した弁当調製施設が次のいずれかに該当するときは、その指定を取消することができる。

ア 食品衛生管理法令等に基づく許可の取消し、営業の全部または一部の禁止若しくは期間を定めて停止処分を受けたとき。

イ 食品衛生関係法令等に基づく改善命令及び指導に速やかに従わないとき。

ウ 弁当調製業務を第三者に委託したとき。

エ その他、市実行委員会が不相当と認めたとき。

(5) 市実行委員会は前項の規定により指定した弁当調製施設の指定を取り消すときは、弁当調製施設指定取消書（様式第2号）を交付する。

5 弁当の料金

弁当の料金は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ実行委員会が定める「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ弁当調達要項」に準じて、市実行委員会が定める。

6 弁当引換所の設置及び運営

市実行委員会は、弁当引換所を競技会場に設置し、衛生上の安全確保に配慮した適切な運営を行う。

7 その他

(1) この要項に定めるもののほか、弁当調達業務に関して必要な事項は別に定める。

(2) 競技別リハーサル大会における弁当調達業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。

附 則

この要項は、令和6年 月 日から施行する。

(様式第1号)

弁当調製施設指定書

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
甲賀市実行委員会
会長

わた SHIGA 輝く国スポにおける弁当調製施設として下記のとおり指定します。

記

| | |
|------|--|
| 施設名 | |
| 所在地 | |
| 代表者名 | |
| 適用期間 | |

(様式第2号)

弁当調製施設指定取消書

様

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ
甲賀市実行委員会
会長

わた SHIGA 輝く国スポにおける弁当調製施設の指定を、次の事由（理由）により取り消します。

| | |
|----------------|--|
| 指定取消事由 (理由) | |
|----------------|--|

わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市弁当調製施設選考基準（案）

1 趣旨

この基準は、わた SHIGA 輝く国スポ甲賀市弁当調達要項に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ（以下「大会」という。）において、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会（以下「市実行委員会」という。）が提供する弁当の調製施設の選考基準を定める。

2 対象施設

- (1) 食品衛生法に基づく営業許可を受けていること。
- (2) 甲賀市内に本社または製造所を有する弁当調製施設であること。
- (3) 市税の納税義務が履行されていること。
- (4) 甲賀市暴力団排除条例第2条第2号ならびに暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員及び暴力団員等でないこと。

3 施設の衛生管理

- (1) 施設の選定時点で過去1年以内に、食中毒発生等により食品衛生法に基づく営業停止処分を受けていないこと。
- (2) 「大量調理施設衛生管理マニュアル」（平成9年3月24日付け衛食第85号）などHACCPの概念に基づく衛生管理に取り組むとともに、施設の管理運営及び整備が食品衛生法及び施設所在地の食品衛生関係条例等に基づき適正になされている施設であること。
- (3) 検食は、原材料及び調理済食品ごとに50g程度を清潔な容器（ビニール袋等）に密封して、 -20°C 以下で2週間以上保存できること。
- (4) 調理従事者（食品の調理・盛付け等、食品に接触する可能性のある者であって、臨時職員を含む。）の全員に対し、大会開催前の1ヶ月以内に検便検査（赤痢菌、サルモネラ属菌、腸管出血性大腸菌を含むもの）の実施が可能であること。なお、検便検査項目にはノロウイルス（抗原検査）も含めることが望ましい。
- (5) 食品賠償保険等に加入していること、若しくは大会期間までに加入できること。

4 施設の調製能力

- (1) 大会時の提供可能数が、曜日にに関わりなく1日あたり100食以上であること。

- (2) 単価に応じた調製が可能であること。
- (3) メニューの日替わりが5日以上可能であること。
- (4) 原材料に甲賀市特産品または滋賀県特産品を積極的に使用する等、甲賀市の特色を活かした弁当の調製が可能であること。
- (5) 栄養面及び食品構成を考慮したバランスの良い献立の提供が可能であること。

5 施設の対応能力

- (1) 市実行委員会からの要望に応じて、弁当献立、試食弁当及び写真の提供が可能であること。
- (2) 弁当容器に、最低限、以下の項目をラベルシール等で表示ができること。
 - ア 弁当の名称
 - イ 原材料名（アレルギー、原料米の産地等の表示を含む）
 - エ 添加物（アレルギーを含む）
 - オ 保存方法
 - カ 製造所所在地・製造者名
 - キ その他食品表示関係法令により規定される表示
 - ク 提供後速やかに食べてもらう注意喚起表示
 - ケ 持ち帰りを禁止する表示
 - コ その他市実行委員会が指示する表示
- (3) 市実行委員会が指定した時刻・場所に、適切な温度管理（10℃以下）のできる方法（保冷車の利用等）にて、運搬が可能であり、原則、同日または翌日に弁当容器の回収が可能であること。
- (4) 弁当付属品のお茶、割り箸、つま楊枝、お手拭き、お品書き、持ち運び用ビニール等の提供については、市実行委員会の指示に沿った内容で提供ができること。
- (5) 注文数の変更は前日の午後6時まで可能であり、原則として、当日の午前11時までに納品が可能であること。
- (6) 荒天等により、開催が中止となった場合、弁当の調製及び納入については、市実行委員会の指示に基づく対応が可能であること。

6 その他

- (1) この基準に定めるもののほか、必要な場合には別途協議をして定める。
- (2) 競技別リハーサル大会における弁当調達業務についても、必要に応じてこの要項を準用する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会
宿泊衛生専門委員会弁当部会設置要項（案）

1. 趣旨

この要項は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会専門委員会規程第7条の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会における弁当に関する部会の設置及び運営について、必要な事項を定める。

2. 名称

名称は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会宿泊衛生専門委員会弁当部会（以下「部会」という。）とする。

3. 所掌事項

所掌事項は、次のとおりとする。

- (1) 弁当調製施設の選定に関すること。
- (2) 弁当の内容に関すること。
- (3) その他弁当に関すること。

4. 部会長等

部会は、部会長、副部会長及び部会委員をもって組織し、部会長、副部会長及び部会委員は、別表に掲げる職にある者をもって充てる。

5. その他

この要項に定めるもののほか、部会の運営について必要な事項は別に定める。

附則

この要項は、令和6年 月 日から施行する。

別表

| | |
|-----|--|
| 部会長 | わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会 宿泊衛生専門委員会委員長 (滋賀県旅館ホテル生活衛生同業組合甲賀支部) |
| 委員 | 甲賀食品衛生協会から推薦された者 |
| 委員 | 甲賀調理師会から推薦された者 |
| 委員 | 信楽料理旅館飲食業組合から推薦された者 |
| 委員 | 甲賀保健所から推薦された者 |

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 甲賀市医事・衛生基本計画

1. 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者並びに一般観覧者（以下、「大会参加者等」という。）の医事・衛生については、医療救護体制を整えるとともに、大会参加者等が十分な活躍と観覧等ができるよう、清潔で快適な環境の整備に努める。

2. 内容

(1) 医療救護

大会参加者等の傷病の発生に速やかに対処するため、関係機関・団体等の協力を得て、各競技会場に救護所を設置するとともに、応急処置および必要に応じた医療機関への移送等、医療救護体制を整える。

(2) 防疫

大会参加者等の感染症の発生を防止するため、県、関係機関・団体等の協力を得て、衛生に対する意識の向上を図るとともに、防疫体制を整える。

(3) 食品衛生

大会参加者等の食の安全・安心を確保するため、県、関係機関・団体等の協力を得て、宿舍及び食品取扱施設の監視、指導を行うとともに、食品衛生に対する意識の向上を図る。

(4) 環境衛生

大会参加者等に清潔で快適な環境を提供するため、県、関係機関・団体等はもとより、広く市民の協力を得て、環境衛生に対する意識の向上を図るとともに、宿舍の衛生対策、廃棄物の減量化および適切な処理、衛生害虫等の駆除、飲料水の衛生対策に努めるとともに、動物の適正管理等に努める。

3. その他

第24回全国障害者スポーツ大会にかかる業務については、県と協議の上実施する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 甲賀市宿泊基本計画

1. 目的

第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ」に参加する選手・監督、役員、視察員、報道員その他関係者並びに一般観覧者（以下、「大会参加者」という。）をおもてなしの心で温かく迎え、大会参加者が最良のコンディションで十分な活躍ができるよう万全を期するために、県の「宿泊基本方針」に基づき、快適な宿舎および衛生面、栄養面で良好な食事の提供に努める。

2. 内容

(1) 宿舎

ア 大会参加者の宿舎は、原則として市内の旅館（旅館業法の許可を受けて営業を行う旅館、ホテル、及び簡易宿所をいう。以下同じ。）を利用する。

イ 市内の旅館で大会参加者の収容が困難な場合は、県、関係機関・団体等と協議の上、近隣市町の旅館等を利用することで、収容に努めることとする。

ウ 風紀上、衛生上および安全対策上支障があると認められる宿舎は利用しない。

(2) 配宿

ア 選手・監督および競技会に関わる役員（以下、「選手・監督等」という。）の配宿は、競技会場および練習会場までの交通状況を考慮し、大会運営に支障のないよう留意して行う。ただし、近隣市町の旅館等に配宿する場合及び選手・監督等を除く大会参加者の配宿は、県と協議して行う。

イ 選手・監督の宿舎は、都道府県別、競技別、競技種別および男女別を考慮して割り当てる。

(3) 宿泊料金

大会参加者の宿泊料金は、県と旅館等の関係団体との間で協議し、公益財団法人日本スポーツ協会において決定されたものを適用する。

(4) 食事

大会参加者に提供する食事は、安全・安心で栄養バランスがよく、豊かな自然に恵まれた地元の食材を取り入れた郷土色豊かなものを提供する。

3. その他

第24回全国障害者スポーツ大会にかかる業務については、県と協議の上実施する。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ 甲賀市開催推進総合計画

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ（以下「両大会」という。）の成功に向け、年齢・性別・障がいのあるなしを問わず、甲賀市民の総力を結集して準備を進めるとともに、本市が目指す「みんながつくる住みよさと活気あふれる甲賀市」につながる大会の実現のため、甲賀市開催基本方針に基づき開催推進総合計画を定めるものとする。

1 基本方針

（1）総務企画

県、競技団体、関係機関及び関係団体（以下「県等」という。）と緊密に連携し、両大会を一過性のスポーツイベントとすることなく、市民のスポーツへの関心向上、さらなるスポーツ活動の普及・発展の実現と、将来のまちづくりにつながる大会とするため、総合的な計画の立案と施策の推進を図る。

（2）財務

県等との相互協力のもと、創意工夫をこらした魅力あふれる両大会を目指し、適正かつ効率的な財務の運営を図る。

（3）広報

両大会に対する市民の関心や参加意欲を高めるため、積極的に広報活動を展開するとともに、自然・歴史・産業・文化など本市の多彩な魅力を全国に向けて発信する。

（4）市民運動

大会やイベント会場に足を運んだり、ボランティア活動に参加するなどの関わりを通じて、市民一人ひとりが両大会開催の意義を理解し、一丸となって大会を盛り上げていく。

（5）歓迎・接伴

選手・監督をはじめ、本市を訪れる人々を温かくお迎えし、自然・歴史・産業・文化など本市の魅力に触れていただくことで、「また訪れたい」と感じていただけるよう心のこもったおもてなしを提供する。

（6）競技

県等と緊密に連携し、競技会の円滑な運営を図るとともに、競技運営に必要な用具等については、可能な限り現有のものを活用又は借用するなど効率的に整備を行う。

(7) 式典

表彰式等は、選手の負担にならないよう、簡素な装飾や演出に努めることを基本としつつ、創意工夫をこらし、温かみのある式典とする。

(8) 施設

国民体育大会開催基準要項に規定されている施設基準を尊重し、既存施設の有効活用に努めることを前提としながら、両大会終了後の市民等の施設利用も視野に入れた整備をする。

(9) 宿泊

選手・監督をはじめ、本市を訪れる方々を温かくお迎えし、宿泊施設その他関係機関との連携により、十分にくつろいでいただける環境を整えるとともに、より多くの方々の受け入れができる効率的な配宿体制の確立を図る。

(10) 医事・衛生

両大会にかかわる全ての方々の健康を確保し、大会を快適な環境のもとで開催するため、県等と緊密に連携する。

さらに、食品衛生および環境衛生に配慮するとともに、防疫対策および医療救護体制の確立を図る。

(11) 輸送・交通

本市の交通事情を勘案し、交通事業者その他関係機関と緊密に連携し、安全かつ効率的で確実な輸送手段の確保に努めるとともに、公共交通機関の利用を促進するなど、交通混雑の緩和と環境に配慮した輸送・交通体制の確立を図る。

(12) 警備・消防防災

競技会場その他大会関係施設における治安の確保や災害の防止、非常時における緊急対応に万全を期するため、県、競技団体、警察・消防その他関係機関と緊密に連携し、警備・消防防災体制の確立を図る。

2 年次計画

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市開催推進総合年次計画（年度別業務一覧）は、別表のとおりとする。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会 会則

第1章 総則

(名称)

第1条 本会は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会（以下「実行委員会」という。）と称する。

(目的)

第2条 実行委員会は、第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会において、甲賀市で開催される競技会（以下「競技会」という。）の円滑な運営に必要な準備を行うことを目的とする。

(所掌事項)

第3条 実行委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項を行う。

- (1) 競技会の開催及び運営に必要な方針および計画の決定に関すること。
- (2) 競技会の開催及び運営にかかる準備に関すること。
- (3) 競技会の開催及び運営に必要な施設および設備の整備に関すること。
- (4) 競技会の開催及び準備のための経費に関すること。
- (5) 関係競技団体、関係団体及び関係機関との連絡調整に関すること。
- (6) その他、実行委員会の目的達成に必要な事項に関すること。

第2章 組織

(組織)

第4条 実行委員会は、会長及び委員で構成し、委員は、次に掲げる者のうちから会長が委嘱する。

- (1) 関係競技団体その他の関係機関及び関係団体を代表する者
- (2) 市議会議員
- (3) 市職員
- (4) 学識経験を有する者
- (5) 前各号に掲げる者のほか、会長が必要と認める者

(役員)

第5条 実行委員会に次の各号に掲げる役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 5名以内
- (3) 常任委員 50名以内
- (4) 監事 2名

(役員を選任)

第6条 会長は、甲賀市長をもって充てる。

- 2 副会長及び常任委員は、総会の承認を得て、委員のうちから会長が委嘱する。
- 3 監事は、総会の承認を得て、会長が委嘱する。

(役員職務)

第7条 会長は、実行委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は欠けたときは、あらかじめ会長が指名した副会長が、その職務を代理する。
- 3 常任委員は、常任委員会を構成し、第12条第7項に規定する事項を審議する。
- 4 監事は、実行委員会の財務を監査する。

(任期等)

第8条 委員及び役員（以下「委員等」という。）の任期は、委嘱されたときから実行委員会の目的が達成されたときまでとする。ただし、委員等が就任時におけるそれぞれの所属機関又は所属団体等の役職を離れた場合は、その委員等は辞任したものとみなし、その後任者が前任者の残任期間を務めるものとする。

- 2 会長は、委員等に特別な事情が生じたときは、その職を解き、必要に応じて補充することができる。
- 3 会長は、前2項の規定により委員等の変更があったときは、次の総会において報告する。
- 4 会長及び委員については、報酬及び旅費は支給しないものとする。

(顧問および参与)

第9条 実行委員会に顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長が重要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 4 参与は、会長が必要と認める事項について、会長の諮問に応じ、助言を行う。
- 5 顧問及び参与の任期等は、前条の規定を準用する。

第3章 会議

(会議の種類)

第10条 実行委員会に次の会議を置く。

- (1) 総会
- (2) 常任委員会
- (3) 専門委員会

(総会)

第11条 総会は、会長及び委員をもって構成する。

- 2 総会は、必要に応じて、会長が招集する。
- 3 総会の議長は、会長又は会長が指名した者がこれにあたる。
- 4 総会は、次に掲げる事項について審議し、議決する。
 - (1) 競技会の開催及び運営にかかる基本方針等に関すること。
 - (2) 事業計画及び事業報告に関すること。
 - (3) 予算及び決算に関すること。
 - (4) 会則の制定及び改廃に関すること。
 - (5) 常任委員会に委任する事項に関すること。
 - (6) その他重要な事項に関すること。
- 5 総会は、委員の過半数の出席がなければ開会し、議決することができない。ただし、総会に出席できない委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人にその権限を委任し、又は書面により議決に加わることができる。この場合において、当該委員は出席したものとみなす。
- 6 総会の議事は、出席委員（代理人に権限を委任し、または書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 7 会長は必要に応じて、監事、顧問、及び参与に総会への出席を求めることができる。
- 8 会長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を総会の議決に代えることができる。

(常任委員会)

第12条 常任委員会は、会長、副会長及び常任委員をもって構成する。

- 2 委員長は会長をもって充て、副委員長は副会長をもって充てる。
- 3 常任委員会は、必要に応じて会長が招集する。
- 4 委員長に事故があるとき、または欠けたときは、あらかじめ委員長が指名する副委員長がその職務を代理する。
- 5 常任委員会の議長は、委員長または委員長が指名した者がこれにあたる。
- 6 常任委員会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。
 - (1) 総会から委任された事項に関すること。
 - (2) 専門委員会の設置および専門委員会への付託及び委任に関すること。

- (3) 総会を招集するいとまのない緊急な事項に関する事。
- (4) その他、委員長が必要と認める事項に関する事。
- 7 常任委員会は、前項第2号に規定する付託事項のうち、必要と認める事項については、専門委員会に委任することができる。
- 8 常任委員会は、第6項の規定により審議し、決定した内容を必要に応じて次の総会に報告するものとする。
- 9 前条第4項から第8項までの規定は、常任委員会において準用する。

(専門委員会)

- 第13条 専門委員会は、会長が委嘱した専門委員をもって構成する。
- 2 専門委員会は、常任委員会から付託された専門的事項について調査審議し、その結果を常任委員会に報告しなければならない。
- 3 専門委員会は、常任委員会から委任された事項について審議決定し、その結果を必要に応じて、常任委員会に報告するものとする。
- 4 専門委員の任期は、第8条第1項及び第2項の規定を準用する。
- 5 専門委員会に関し必要な事項は、常任委員会に諮って会長が定める。

第4章 会長の専決処分

(会長の専決処分)

- 第14条 会長は、総会および常任委員会（以下「総会等」という。）を招集するいとまがないとき、又は総会等の権限に属する事項で軽易なものについては、これを専決処分することができる。
- 2 会長は、前項の規定により、専決処分をしたときは、これを次の総会等において報告し、その承認を得なければならない。

第5章 事務局

(事務局)

- 第15条 実行委員会の事務を処理するため、事務局を置く。
- 2 事務局に事務局長及びその他の職員を置く。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第6章 会計

(経費)

- 第16条 実行委員会の経費は、負担金及びその他の収入をもって充てる。

(事業計画および予算)

第17条 実行委員会の事業計画及び予算は、総会の議決を得なければならない。

(事業報告および決算)

第18条 実行委員会の事業報告および決算については、監事の監査を経て、総会の承認を得なければならない。

(会計年度)

第19条 実行委員会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。ただし、令和4年度についてはこの限りでない。

2 実行委員会の会計に関し必要な事項は、会長が別に定める。

第7章 解散

(解散)

第20条 実行委員会は、その目的が達成されたとき、総会の承認を得て、解散する。

(残余財産の帰属)

第21条 実行委員会が解散した場合において、その残余財産は、甲賀市に帰属するものとする。

第8章 補則

(委任)

第22条 この会則に定めるもののほか、実行委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

付則

この会則は、令和4年5月11日から施行する。

付則

1 この会則は、令和5年2月20日から施行する。

2 この会則の施行の際、現に第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会の委員、役員、顧問及び参与である者は、それぞれわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会の委員、役員、顧問及び参与に委嘱されたものとみなす。

3 この会則の施行の際、現に制定されている第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会の関係規定中「第79回国民スポーツ大会・第24回全国障害者スポーツ大会甲賀市準備委員会」とあるものは、「わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会」と読み換えるものとする。

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会 専門委員会規程

(趣旨)

第1条 この規程は、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会会則（令和4年5月11日施行）第13条第5項の規定に基づき、わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会専門委員会（以下「専門委員会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(名称等)

第2条 専門委員会の名称並びにわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会常任委員会からの付託事項又は委任事項は、別表のとおりとする。

(役員)

第3条 専門委員会に次の役員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 若干名

(役員を選任)

第4条 委員長及び副委員長は、専門委員のうちからわた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会会長（以下「会長」という。）が委嘱する。

(役員職務)

第5条 委員長は、専門委員会を代表し、会務を総理する。

- 2 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故のあるとき、又は欠けたときはあらかじめ委員長が指名した副委員長が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 専門委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 専門委員会の議長は、委員長又は委員長が指名した者がこれにあたる。
- 3 専門委員会は、専門委員の過半数の出席がなければ開催し、議決することはできない。ただし、会議に出席できない専門委員は、あらかじめ通知された事項について、代理人に権限を委任し、又は書面で議決に加わることができる。この場合において、当該専門委員は、出席したものとみなす。
- 4 専門委員会の議事は、出席した専門委員（代理人の権限を委任し、又は書面で議決に加わった者を含む。）の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 委員長は、必要に応じて専門委員以外の者の出席を求め、その意見又は説明を聴くことができる。

6 委員長は、必要があると認めるときは、委員に事前に送付した議案に対し書面をもって表決を求め、その結果を専門委員会の議決に代えることができる。

(専門部会)

第7条 専門委員会は、運営上必要があるときは、専門委員会に専門部会を設置し、専門的事項について調査研究等を行わせ、その結果を報告させることができる。

2 専門部会の委員は会長が委嘱する。

3 第3条から第6条までの規定は、専門部会について準用する。この場合において、これらの条文中、「専門委員会」とあるのは「専門部会」と、「委員長」とあるのは「部会長」と、「副委員長」とあるのは「副部会長」と、「専門委員」とあるのは「部会委員」と読み替えるものとする。

4 部会委員の任期は、専門委員の任期の例による。

(委任)

第8条 この規程に定めるもののほか、専門委員会及び専門部会の運営に関し必要な事項は、それぞれ委員長および部会長が別に定める。

附則

この規程は、令和4年5月11日から施行する。

この規程は、令和5年2月20日から施行する。

別表（第2条関係）

| 名 称 | 付 託 事 項 | 委任事項 |
|------------------|--|--------------------------|
| 総務企画 専門委員会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 総務企画に関すること。 2 財務に関すること。 3 広報に関すること。 4 市民運動に関すること。 5 歓迎及び接伴に関すること。 6 他の専門委員会に属さない事項に関すること。 | 左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。 |
| 競技式典 専門委員会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 競技に関すること。 2 式典に関すること。 3 施設に関すること。 4 その他競技式典に関すること。 | 左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。 |
| 宿泊衛生 専門委員会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 宿泊に関すること。 2 医事及び衛生に関すること。 3 その他宿泊衛生に関すること。 | 左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。 |
| 輸送交通・警備 専門委員会 | <ol style="list-style-type: none"> 1 輸送及び交通に関すること。 2 警備及び消防防災に関すること。 3 その他輸送交通に関すること。 | 左記付託する事項のうち、事業の実施に関すること。 |

わた SHIGA 輝く国スポ・障スポ甲賀市実行委員会事務局
(甲賀市教育委員会事務局 国スポ・障スポ推進室)

〒528-8502 滋賀県甲賀市水口町水口 6053 番地

T E L : 0748-69-2253 F A X : 0748-69-2293

E-MAIL : koka30107600@city.koka.lg.jp

